

## 目 次

1. 地域生活定着促進事業の概要 / Point
2. 「被疑者等支援業務」の開始
3. 更生保護施設/自立準備ホーム等との連携
4. 関係性構築のPoint
5. 誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現へー 官民協働・多機関連携 ー

1

1

### 地域生活定着促進事業の概要等③ (Point)

関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等 (地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目)

- (1) センターの長は、利用者に対する支援を円滑かつ効果的に実施するため、矯正施設若しくは保護観察所において特別調整対象者として、又は**検察庁、弁護士会**、若しくは保護観察所において重点実施予定者として選定をすすめる手続を行っている段階から、必要に応じて、矯正施設の長等に対し福祉的な視点から必要な調査・調整について助言を行うものとする。また、特別調整対象者又は重点実施予定者として選定され、保護観察所の長からの協力依頼を受けた後においても、個々の利用者の事例に対応した関係機関等から成る会議の開催に努めるものとする。
- (2) センターの長は、平素から、保護観察所、矯正施設、**検察庁、弁護士会**、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関等と連携を密に保つために、保護観察所が主催する連絡協議会に出席するとともに、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるための環境づくりや支援のためのネットワークの構築に努めるものとする。

2

2

## 地域生活定着促進事業の概要等④ (Point)

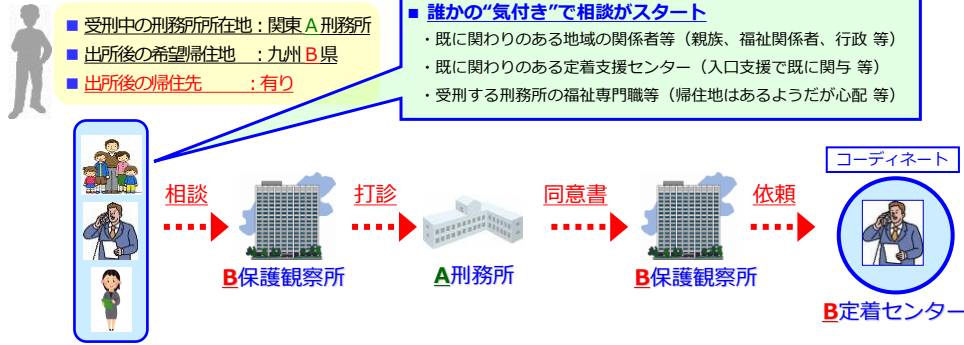
### 一般調整対象者に係る支援（地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目 1 入所者等に係る支援（2））

ア 帰住予定地センターの長は、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する一般調整対象者について、本人の帰住予定地を管轄する保護観察所の長から特別調整協力等依頼書を受理したときは、上記(1)のアの(7)から(9)まで及び同(4)に準じて、当該依頼に係る業務を行うものとする。

イ 帰住予定地センターの長は、一般調整対象者が入所している矯正施設が遠隔地にあり、同センターの職員のみで上記アの業務を遂行することが困難と認められるときは、面接の実施、福祉サービス等調整計画の原案の作成等について、当該矯正施設が所在する都道府県に置かれたセンターの長に対し、支援業務協力依頼書により、依頼することができる。

ウ 上記イにより、一般調整対象者について、帰住予定地センターの長から依頼を受けたセンターの長は、速やかに担当職員を指名して、当該依頼に係る支援を行い、その結果を支援業務協力結果通知書により同センターの長に通知するものとする。

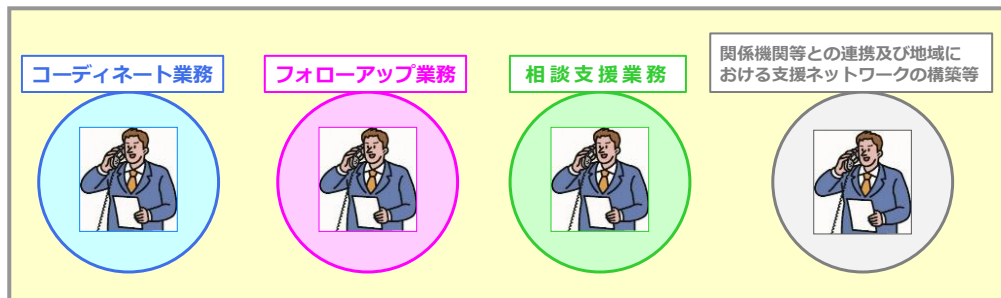
### 例示)



3

## 地域生活定着支援センターの業務内容（令和2年度まで）

### 令和2年度までの業務内容



4

## 「相談支援業務」について

相談支援業務 (地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針 第4 業務の実施細目 3 相談支援業務)

- (1) センターの長は、高齢であり、又は障害を有することにより、自立した生活を営むことが困難と認められる犯罪をした者等のうち**センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**について、本人又はその家族、更生保護施設、地方公共団体、福祉事務所その他の関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談を受けたときは、担当職員を指名の上、本人と面接を行わせるなどして、本人のニーズ等を確認し、その意思を踏まえて、助言その他必要な支援を行うものとする。
- (2) センターの長は、上記の支援を行うに当たり、当該利用者が更生緊急保護中又は保護観察中である場合には、当該措置を実施している保護観察所の長と十分な連携を保つものとする。

## 「相談支援業務」の支援対象 (例)

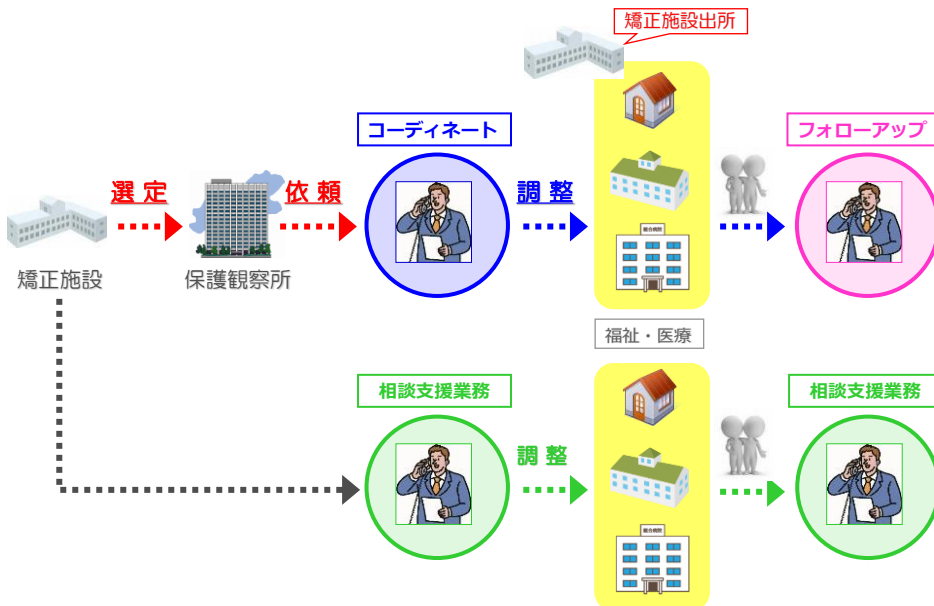


- ◆ 矯正施設等を退所した本人（障害者、高齢者）又はその家族、その他関係者から、本人の福祉サービス等の利用に関する相談等  
(例) 「出所したが、住む場所がない」  
「家はあるが、仕事・生活費がない」等
- ◆ **センターが福祉的な支援を必要とすると認める者**

5

5

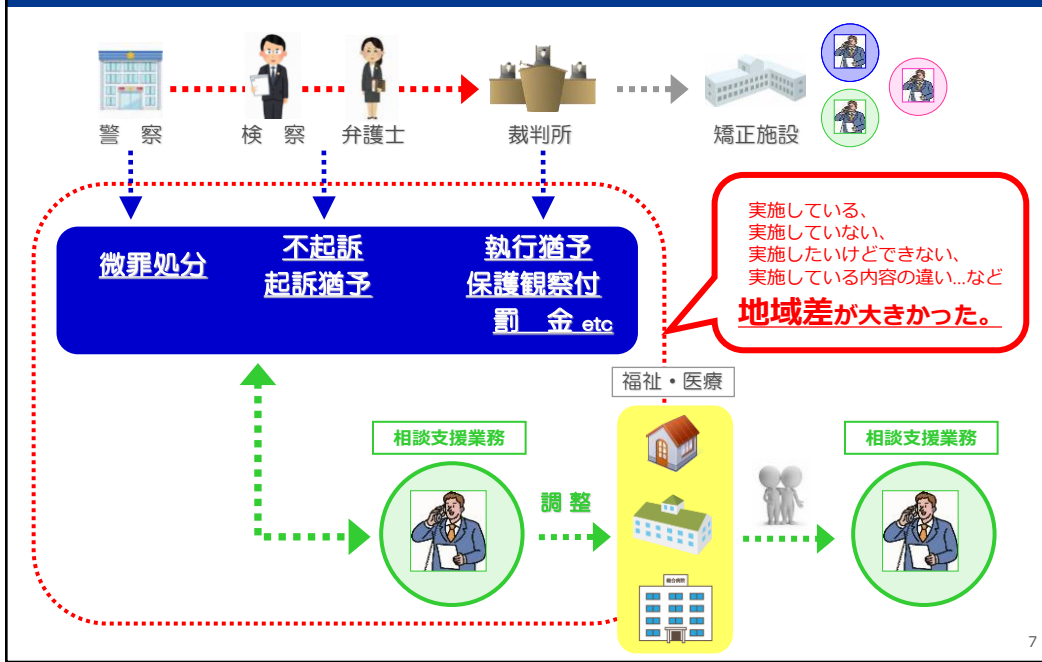
## 矯正施設出所者等に係る業務フロー（出口支援）



6

6

被疑者被告人段階（入口支援）からセンターが関与した場合（令和2年度まで）



7

令和3年度～）地域生活定着支援センターの業務内容

定着支援センターによる新たな入口支援として「被疑者等支援業務」が開始

コーディネート業務



フォローアップ業務



相談支援業務



関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等



被疑者等支援業務



令和3年度～  
定着支援センターによる  
新たな入口支援

8

8

## 関係法令等（再犯防止に係る入口支援の経過等）

### ○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項  
 第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

### ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1. (2) ③イ

法務省及び厚生労働省は、(中略) 一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

### ○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

(前略) 満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2 (3) ウ

(前略) 地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2 (3) オ

満期釈放者対策の充実を図るため、(中略) 地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

### ○骨太の方針2019

第2章 5. (7) ②

(前略) 再犯者を減少させるため、(中略) 福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、(後略)。

### ○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、(中略) 地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

9

9

## 「地域共生社会」の実現に関する取組

平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)

平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる

7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置

12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)

平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布

※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ

12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月 改正社会福祉法の施行

令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置

7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ

令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出

6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

--

10

## 「地域共生社会」の実現に係る取組

○「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会) 最終とりまとめ(令和元年12月26日)(抄)

### Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

#### 2 断らない相談支援

○断らない相談支援の中で、個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、対応していくためには、多機関協働の中核の機能を強化することに加え、相談機関に関わる多職種や多機関が連携することが必要である。

○相談支援に関わる多職種については、**保健、医療、福祉、子育て支援、労働、教育、司法等の各分野の関係者に加え、消費者相談や若年者支援、年金相談等の関係者が想定される。**関係者が広く参加できる研修等を通じて、お互いの業務の理解を進め、日頃から情報交換等ができる関係性を作るなど、地域の中で幅広いネットワークを構築していくことが求められる。

### Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

#### 4 都道府県及び国の役割

○広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応としては、**DV 被害者や性暴力被害者、刑務所や少年院からの出所者など、住民の身近な圏域で対応したい場合や、より専門的な支援が求められる場合等において、都道府県が積極的に対応することが考えられる。**具体的には、都道府県が自ら相談を受け、支援を行うことに加え、広域的な支援という観点の下、市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業（スーパーバイズを行う事業）の実施や、複数の都道府県域にまたがるケースの場合には、都道府県同士が連携し、対応することも重要である。

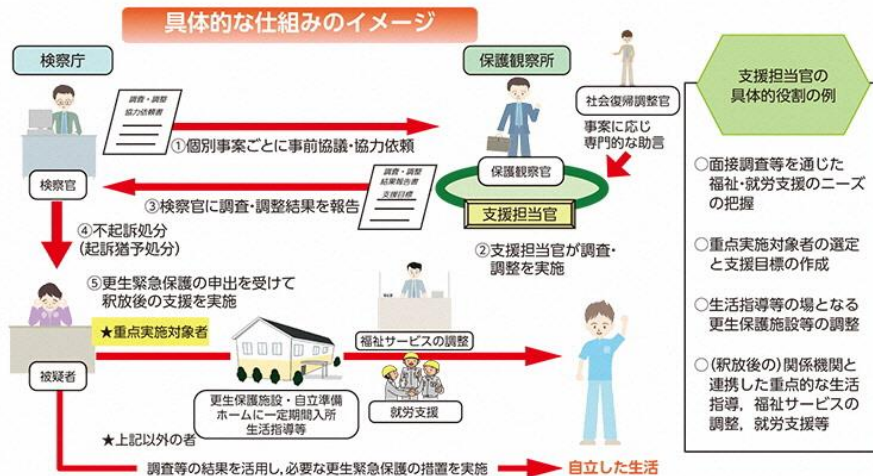
11

11

## 検察庁との連携による起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行

参照：平成30年版 犯罪白書；法務省ウェブサイト ([https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65\\_2\\_7\\_5\\_3\\_2.html](https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_7_5_3_2.html))

平成25年10月から保護観察所7庁において、対応する地方検察庁と連携し、**起訴猶予処分**となり**更生緊急保護**の申出をすることが見込まれる者についてその高齢・障害等の特性に応じた措置を講じて円滑な社会復帰の実現と再犯防止に資するため、処分に先立ち、釈放後の福祉サービスの受給や住居の確保に向けた調整等(事前調整)を実施する取組が試行された。26年度は、**保護観察所20庁に拡大し、27年度からは、全国の保護観察所に拡大して、「起訴猶予者に係る更生緊急保護の重点実施等の試行」として実施されている。**



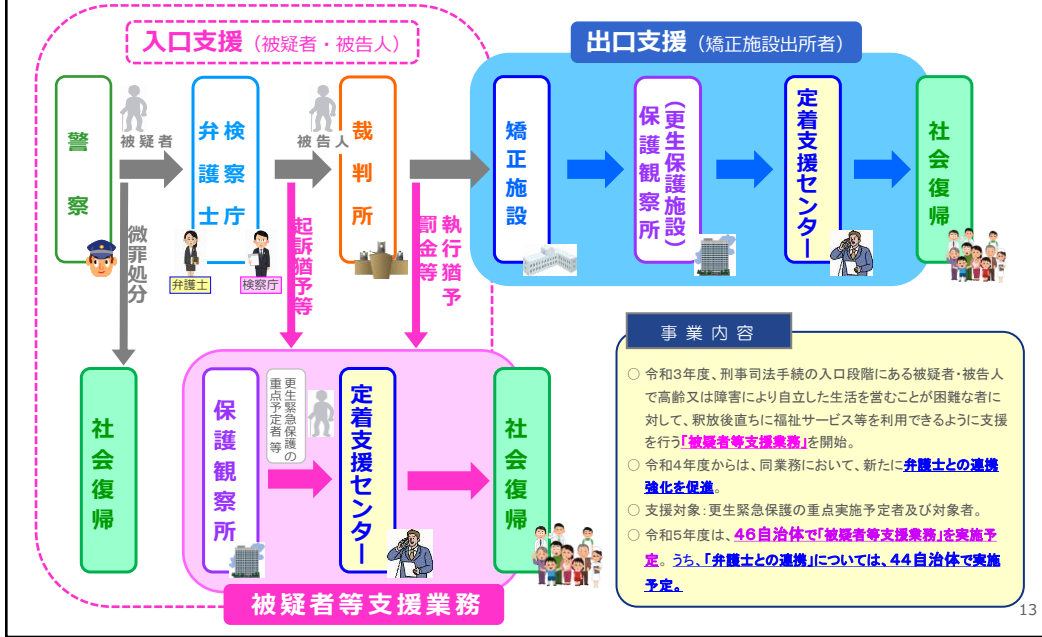
注 法務省保護局の資料による。

12

12

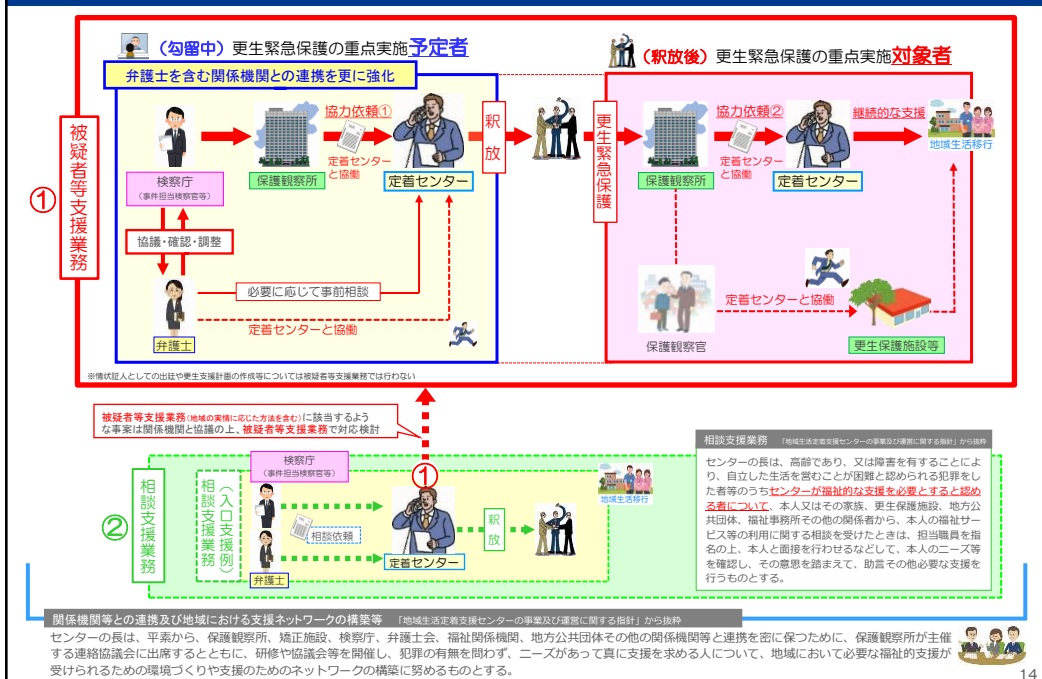
# 「被疑者等支援業務」の着実な展開

令和4年度の『被疑者等支援業務』からは、「弁護士との連携強化」を促進



13

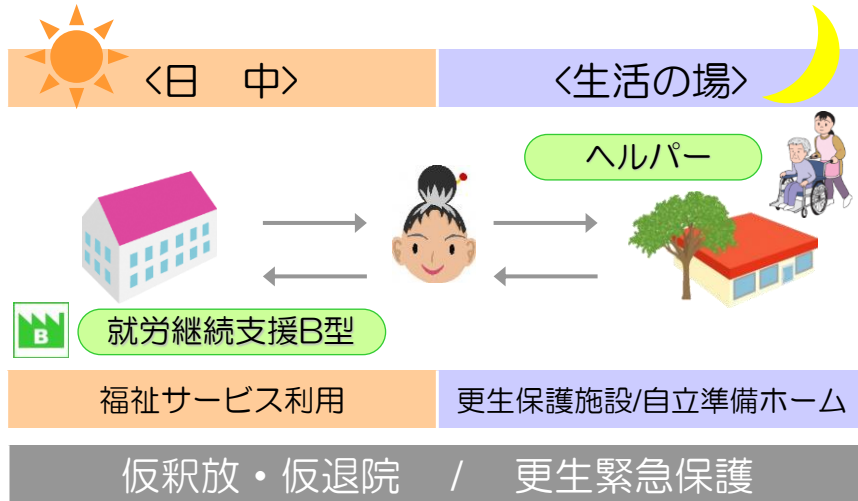
# 令和4年度の『被疑者等支援業務』では、さらに「弁護士との連携強化」を促進



14

ソフトランディングを可能にした

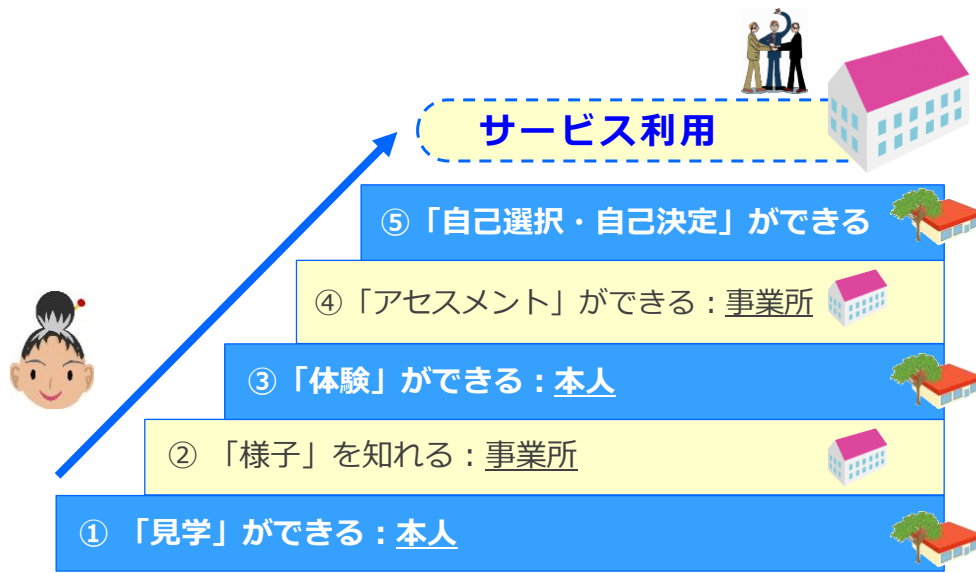
## 「更生保護施設/自立準備ホーム」と「福祉」との連携モデル



15

15

## 『地域生活』を見据えた - Small step -

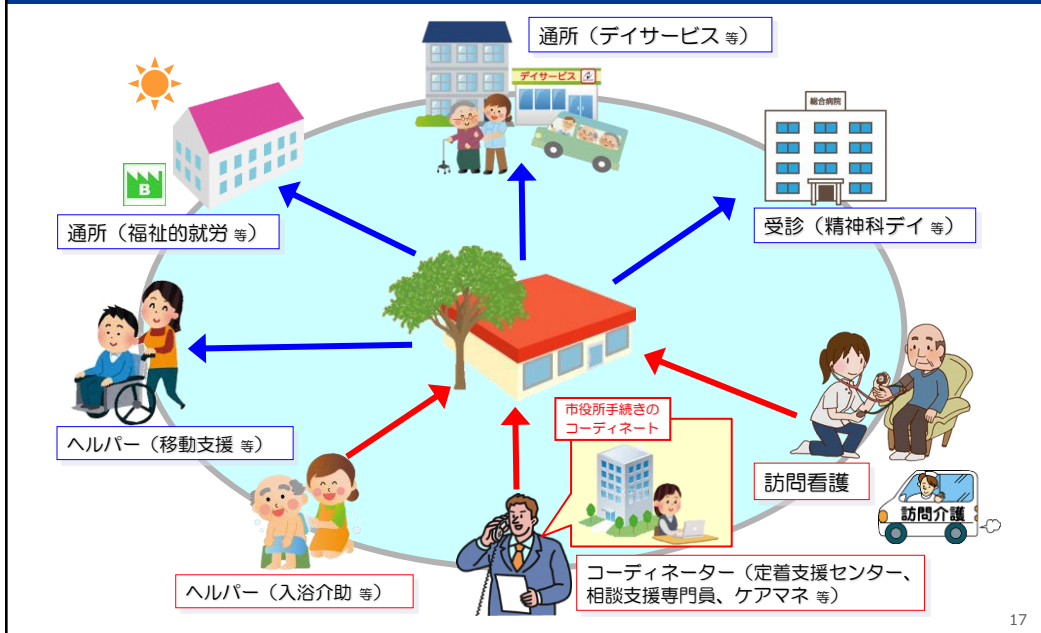


16

16



## 『更生保護施設/自立準備ホーム』を地域の資源で包み込む



17

## 最近の主な動向

厚労省ウェブサイト 地域共生社会のポータルサイト (<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

### 1. 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について (通知)

→令和3年3月31日付

厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長 連名通知

### 2. 福祉サービス事業所等を自立準備ホームとして活用する場合の取扱いについて (事務連絡)

→令和3年9月17日付

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室

18

18

## 関係性構築の Point

### ■面接時や直接支援の際、留意していること

#### 1. いかに心地良い“感情記憶”を残せる

- ◆ 正しいことを伝えるよりも、心地良いその場の空気・雰囲気といった心地良い“感情記憶”をイメージしながら支援する。
- ◆ 対象者に「どう言えば良いのだろうか」「どういう言葉が良いのだろうか」と考える呪縛から自分を解放し、心地良い“感情記憶”を残すことを最優先に

「心地よかったな」

「また会いたいなあ」といった感情記憶・・・

★涙（エピソード）：「言いたくないなんて言えませんよ！」

#### 2. チャンネルを合わせる ～リラックスが本音を引き出す～

- ◆ 一言目を崩す（想定外の一言）
- ◆ 一言目で、塀の外と内の共通な事象（天気・気温etc）
- ◆ 笑いを生むことで生まれる「場」の空気（リラックス）  
（ex. 本人さんだけでなく、同席の職員・刑務官・SWもターゲット）
- ◆ 答えたい心をくすぐる（得意なことの教えを乞う）

19

19

## 関係性構築の Point

### ■面接時や直接支援の際、留意していること

#### 3. ユマニチュードから学ぶコミュニケーション

- ◆ イヴ・シネスト氏によって開発された
  - 「見る（同じ視線）」
  - 「話しかける（優しく前向きな言葉・繰り返し）」
  - 「触れる（優しく触れる）」
  - 「立つ」を基本とする認知症者の人格を大切にされたケア

「あなたの友人ですよ 仲間ですよ」と認識してもらえよう、優しさを“感情”に訴える

- ◆ 感情記憶を狙ったユマニチュードとの併せ技1本！！
  - 別れ際の握手
  - 起立して挨拶 etc

20

20

#### 関係性構築のPoint 4.

### バーバル コミュニケーション (言語的) ノンバーバル コミュニケーション (非言語的)

心理学者のアルバート・メラビアン博士は、話し手が聞き手に与える影響がどのような要素で形成されるか測定 (メラビアンの法則)

視覚情報 (Visual)	- 見た目・身だしなみ・・・ しぐさ・表情・視線	%
聴覚情報 (Vocal)	- 声の質・速さ・大き・・・ さ・テンポ	%
言語情報 (Verbal)	- 話す言葉そのものの・・・ 意味	%

➡ 『ことば (言語情報)』 だけでは、  
相手に %しか伝わらない

21

21

#### 関係性構築の Point

#### ■面接時や直接支援の際、留意していること

##### 5. 絶対に技術論には陥らない。

本質的な“人間関係ニその人のことを好きか、嫌いか”を大切にす

##### ◆ ある学生の言葉：

「伊豆丸さんは500人の対象者と向き合ってきた経験とスキルがある。でも、私には経験もスキルもない・・・。」

「どうすれば“感情記憶”を意識した面接や声かけが出来るか分からない」

##### ◆ 南雲明彦さんの言葉 (ディスレクシア (読字障害) 当事者)

★涙 (エピソード) : 「それをしてくれる人のことが好きか嫌いか  
だよ。好きな人だったらなんだっていいよ」

「障害者のリアル×東大生のリアル」 (ぶどう社) P.54

「障害者のリアルに迫る」 東大ゼミ 著 野澤和弘 編者

22

22

## 関係性構築の Point

### 6. “回数重ね”で勝負する 一少し愛して、長〜く愛して〜

- ◆ 1回1回の支援の効果は見えなくても。回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援なのだと思いつける。
- ◆ いい時もそうでない時も。好かれていても嫌われていても。大切なのは回数を重ねるという**覚悟!**
- ◆ 今一瞬に全力を傾けて、問題が発生すると「やっぱりダメだったね」とポキッと折れちゃう支援よりも。躓きや再犯等も含め、いかに息の長い支援体制を社会の中に構築していくか。

### 7. “振り回される”ということ

- ◆ 振り回されることは、一時的にしょうがないという認識に立つ。
- ◆ 振り回されない支援者になるなんて、届かない非現実的な目標。そうであれば振り回されることに強い支援者になることが現実的。
- ◆ ナースコールで呼ばれて行くよりも、呼ばれてなくても行くことの方が能動的。逆に来所やSOSを待っていると、振り回されやすい。

23

23

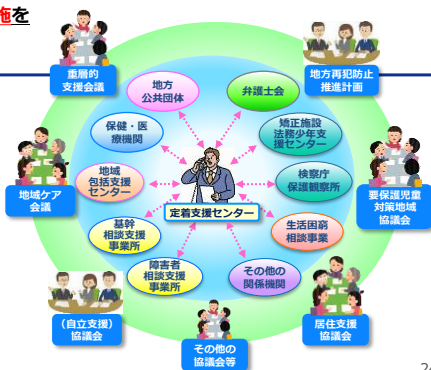
## 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」

### 第3 センターの事業 3 事業の一般原則

(6) そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要である。また、本事業は、限られた社会保障の資源を、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束のために地域とのつながりを失った人に活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重要である。そのため、本事業を効率的・重点的に実施する観点から、事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保するとともに、**既存の福祉サービスとの一体的実施や円滑な移行が**

**行われるよう努めるなど、地域の総合力を生かした事業実施を行うものとする。**

官民協働・多機関連携イメージ



24

24